○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時４３分）

◇　鈴　木　源一郎　君

○議長（稲葉昭宏君）　一般質問を続けます。

通告順位４番、鈴木源一郎君。

（１０番　鈴木源一郎君　登壇）

○１０番（鈴木源一郎君）　日本共産党と町民を代表して一般質問を行います。

私の質問は、大きくは２つの点であります。

まず、第１点、「国保の都道府県単位化に反対すべきではないか」から入ってまいります。

町長、安倍内閣は今、税と社会保障の一体改革と称して年金や生活保護、介護、あるいは医療などの大改悪を進めております。年金は今年もまた引き下げが先日受給者に通知されました。今でさえ少ない国民年金の受給者から悲痛な叫びが聞かれます。

介護保険は軽度の人たち、要支援の人たちを給付の対象から外そうとしております。その人数も150万人になるそうであります。医療の分野では、ＴＰＰ交渉の中でも医療給付費の強烈な抑制、抑圧が検討され、日本の医療制度の崩壊の可能性が生じているわけであります。中でも、医療制度の根幹をなす国保の見直し、強烈な診療抑制が図られ、国保自体の解体の危機が焦点になっております。

町長、この消費税の値上げと社会保障の一体改革は、実は改革どころか、まぎれもなく、税と社会保障の一体改悪、社会保障を根底から破壊しかねないものではありませんか。この一体改革をどう考えますか。まず、お答えいただきたい。

次に、国保の都道府県単位化でありますが、これも一体改革の一つであります。この県単位化を機に国保に対する国の責任である国庫からの国保会計の支出金、全国の市町村へ国庫から出している支出金を大幅に削減してしまおう、同時に全国の市町村がやむを得ず出している繰入金、一般会計からの繰入金もすべて無くしてしまう。すべて国保税で賄わせよう。国からの支出金は減らしておいて、国保税ですべて賄わせようとするのが都道府県単位化のねらいの大きな一つだと思いますが、町長、どう考えますか、お答えをいただいて、なお、この都道府県単位化について、今国会でも出されてきているのではないかと思いますが、そ

の進捗状況等の説明もしていただきたいと思います。

次に、国保問題の２点目です。国保の県単位化の大きなねらいは、市町村が国保会計に出している繰入金を出させなくするためではありませんか。

町長、ご存知のとおり、市町村は好き好んで一般会計から国保会計に繰入をしているわけではありません。わが町も14会計では、今年度会計ですが3000万円余繰入をしているわけですが、これは国庫から国保会計への支出金が減らされてきたので、やむなくやっている国保税の値上げの抑制策であります。

安倍内閣は国庫支出金は大幅に削減しながら、市町村がやむなくやっている繰入はすべきではない、やめるべきだというわけであります。調べてみると、全国の国保会計の総収入に占める国庫支出金の割合は35年前の1980年には57.5パーセント国庫支出金がありました。それが2011年度にはなんと25.1パーセントで半分以下になっているわけであります。

町長、国庫支出金を復元させることこそこの問題解決のカギであると思いますが、いかがでしょうか、お答えをいただきたい。

次に、国保会計の３点目。町長、国保税は現在でも非常に高く、滞納者が続出し、加入者から悲鳴が上がっているわけであります。県単位化は、この高い国保税がさらに値上げされ、耐えがたい高水準になることは確実だと思いますが、いかがですか。

もちろん市町村国保によって税の高い低いはあるので、値上げ幅は市町村によっては若干相違はあると思いますが、ほとんどの市町村の国保税は確実に値上げされるものと思います。試算数字もありましたら示していただいて、お答えをいただきたい。

次に、国保の問題の４点目、最後の問題です。

町長、国保を運営する小さな町からすれば、わが町もそうですが、国保の県単位化はむしろ歓迎の立場かもしれません。しかし、国保の加入者、被保険者は今述べてきましたとおり、税の高負担、高い医療費の自己負担などで本当に厳しいものがあります。町長はこの厳しい被保険者、加入者の立場に立ってこの一体改革、国保制度の都道府県単位化に対して反対の声を大にすべきではありませんか。

近隣の市町とも連携して、国に対してこの制度改悪をやめて、市町村国保に対する国庫支出金の復元を強く要求すべきではありませんか、町長の答弁を求めるものであります。

次に、大きな２点目。岩地の裏山崩落事故に対する町の対応の問題であります。

町長、この問題は、発生してから既に丸二年経ってまいりました。裏山が屋根に乗りかか

って丸二年、現場では何の手を打たれないまま２年も経ってきた。町の責任は大変重大ではありませんか。町長、どう思いますか。

被災者側にももちろんマイナスの要素もあることはあると思います。かつて土屋宅の宅地造成の際の法切りがちょっと急勾配であったとか、裏山の赤線と私有地が混在しているとか、もちろんあるわけでありますが、復旧工事は町が責任をもってやることで確定し、ボーリングあるいは事前調査をやって現在に至っているわけであります。復旧工事の財源の負担、分担率の調整がつかないから延びている、あるいは工法の調整がつかないからといって、復旧工事が２年も未着手になっていることはあってはならないことではないでしょうか。町長、どう考えますか。

被災者の物心両面の苦痛は計り知れないものがあるのではないでしょうか。土屋宅の奥さんも寝たきりに近い状況になっている。町長、対応の遅れについての責任は重大だと思いますが、どう考えられますか。お答えいただきたい。

次に、町長、このこう着状態の大きな原因となっている自己負担率の15パーセントは「議会に諮って決めた負担率だから、簡単には変えられない」こういうふうに町長は言ってまいりました。また、15パーセントというのは、裁判の調停に町が主張した数字だから、変えることはなかなか難しいということももちろんあるわけでありますが、被災者と話し合いがどうしても付かない、どうしてもまとまらない。どうにも調整がつかないということになれば、執行権のある町長が５パーセント自己負担にするという決断をする以外にはないのではありませんか。そこが本当にキーポイントであると思います。議会の意見はあくまでも参考意見に過ぎないわけであります。執行権を持った町長、そうではありませんが、町長の決断のある明確な答弁を求めて初回壇上からの質問を終わります。

（町長　齋藤文彦君　登壇）

○町長（齋藤文彦君）　鈴木源一郎議員の一般質問にお答えします。

①国保の都道府県単位化に反対すべきについて。

（１）「国は税と社会保障の一体改革と称して介護、年金、生活保護などの改悪を狙っている。国保の都道府県単位化も、国保制度の大改悪だと思うが、現在どのような進捗状況か。その見通しは」についてであります。

国が行う社会保障制度改革についての良し悪しについてはともかくとして、国保制度を見直しする背景及び現在の進捗状況についてご説明させていただきます。

現在の国保制度の問題点は、高齢化と医療水準の上昇による保険給付費の増加に対して、

それを負担する被保険者の所得が低いことによる保険収入の悪化と、市町による保険料格差にあります。これらに対応すべく低所得者の保険料軽減策、保険財政共同安定化拠出制度等がありますが十分な対策ではなく、当町においても平成25年度に一般会計からの繰入により保険税の上昇を抑制しているところですが、この繰入策は町の財政にも大きく影響します。

国の方針はこのような状況を改善しようとするもので、少くなくとも県が保険者になることで保険税（料）の地域格差が解消され、消費税がこのような社会保障に充当され、一般会計からの繰入などしないで済むならば当町へのメリットはあると思われます。

なお、国保制度の改正については、社会保障制度改革の工程を定めた「プログラム法」により平成29年度までに実施することが明記されており、全国知事会、市長会等の代表がワーキンググループに参加しますので、地方の声も反映される内容になるのではないかと期待しています。

（２）「都道府県単位化の大きなねらいの一つは市町村の一般会計から国保会計への繰入をさせないようにするためではないか。国保は国保税だけの運営にさせようとしているのではないか」についてであります。

国保会計で収入不足が発生する場合は税率改正をしますが、この負担が著しく生活を圧迫すると思われる場合は、財政状況等を考慮しながら一般会計からの繰入について検討することになります。

これに違法性はなく、判断は各市町に委ねられておりますが、一般会計から繰入をした場合、その分を国が補填するわけではありませんので、国が繰入をさせないようにしているというのは推測かと思います。

県単位になった場合は、後期高齢者医療制度と同様、人口等を基礎に計算した負担金という形で拠出することになり、市町が単独で繰入する必要がなくなり財政的に安定する効果は期待できます。

国保は国全体で約3000億円以上赤字の状態であり、破たんした場合、医療制度が根本から崩れることを考えると、制度の改正は必要なことだと思います。

（３）「国保は現状でも滞納者が増え、非常に高い国保税に悲鳴が上がっているが、それが更に高水準になることは確実ではないか」についてであります。

非常に高い国保税とのご批判ですが、正確には、一人当たりの保険料は共済組合、組合健保、協会けんぽの方が負担が大きく、問題なのは国保加入者の平均所得が低いことにあります。

所得が低い方については２・５・７割軽減制度対象を更に拡大することが決定しておりますし、医療費についての助成もありますので、中・高所得者の負担が高いというのが実態ではないかと思われます。

県が保険者になることで、保険料が高額になるという試算はでていませんが、統合による事務費の軽減が期待できるとともに、当町のように一人当たりの医療費が高い町は低い町より恩恵を受けることになります。

参考に申しますが、一人当たりの保険料、国保8.2万円、協会けんぽ9.9万円、組合健保10万円、共済組合11.2万円であります。

（４）「町長は被保険者の立場にたって、この国保制度改悪に反対の声を大にすべきではないか」についてであります。

社会保障制度改革推進法の目的は、負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るためであり、その一環として国保保険者を県にするものです。

後期高齢者制度導入時にも様々な意見がありましたが、名称に関しての批判が主なもので、制度としては安定した状態にあることからすれば、国保制度についてもこの改正による制度持続と町の財政安定を期待するところで、そもそも県を保険者にする案は財政力が弱い市町からの要望です。この流れを松崎町単独で反対することはいかがなものかと思います。

この改正法案の中には医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平性の確保、低所得者の負担軽減について配慮する記載がされているとともに、先に述べたように国の主導ではなく県、市町の代表が参加しての制度改革でありますので、将来に繋がる改正になることを期待しています。

②岩地の崩落事故対策について。

（１）「岩地の裏山崩落事故復旧工事着工のおくれは町の責任は重大だ。執行権のない議会の意見はあくまでも参考意見にすぎないのではないか」（２）『議会の多数が「５％自己負担でよし」となれば町長はそれでＯＫするのか』（３）「硬直し未着工になっている復旧工事問題の局面打開のカギは町長の決断以外にはないのではないか」についてであります。

本件につきましては、早期解決を目指して交渉を続けてまいりましたが、なかなか条件面で同意がもらえず苦慮している所です。

分担金の額については、現行の工事分担金条例では「議会の議決を経てこれを定める」とされておりますので、議会の判断は事業執行に大きく関与出来るものだと思います。議員の皆さんのご理解が得られるような案を提示できるよう、現在交渉しているところでございま

す。以上です。

○１０番（鈴木源一郎君）　一問一答でお願いします。

○議長（稲葉昭宏君）　許可します。

○１０番（鈴木源一郎君）　町長、まず、国保の問題から入ってまいります。

町長はこの国保のいわゆる都道府県単位化について肯定をする立場といいましょうか、決して悪いばかりじゃないというような説明をしたと思いますが、国保の国から市町村国保に出されてくる国庫支出金は先ほど冒頭の質問で申しましたとおり、30年余前は50パーセントを超えている。国保の会計、全国の国保の会計の総支出の半分以上が国から来るということだったわけですが、現在は25パーセントということで、半分に下がってきているわけですね。だから、なんだかんだ言ったって、国保自体が非常に運営そのものが困難だということから、税を上げるということにならざるを得ないというのが国保問題の大事な点のわけですが、そこは欠落してなくしちゃったらだめのわけですが、そこはどうですか。

○町長（齋藤文彦君）　先ほど答弁で答えましたとおり、この国保は3000億円の赤字がありまして、この一体改革を進めているのは、財政力の弱い市町からの提案でおこっているわけですから、ちょっと鈴木議員の言うことはよくわからないわけですけれども。

○健康福祉課長（高木和彦君）　鈴木議員のご質問の中で、以前は国が50パーセント以上を補助しているじゃないかというような話がありましたけれども、ちょっと相当古い話だと思うんです。それで、今現在は、国保については、32パーセントが国庫負担金、あと９パーセントを財政調整金ということで、正確には41パーセントが国保税の方に国から負担されています。

それと、今の実情をちょっとご説明させてもらいたいんですけれども、いま各県、この国保の扱いについては大変大きな問題がありまして、例えば、医療費の格差、県内格差ですけれども、沖縄なんかですと町によって2.6倍、あと所得の格差が秋田県ですと7.9倍、保険料の格差が東京ですと2.9倍、静岡県の場合は1.6倍ほど、同じ静岡県に住んでいても場所によって1.6倍の国保の差があるという現実があります。これらを国の方、また県の方で直そうというのが非常に自然な流れじゃないかなというふうに感じております。

○議長（稲葉昭宏君）　申し上げます。鈴木さん、国県のレベルの話も十分に内容的には入っているわけですから、なるたけ当町の問題としての要点の質問に限定される方がいいような気がしますけれど、その点を考慮して質問をお願いしたいと思います。

○１０番（鈴木源一郎君）　課長、国の国庫支出金が市町村の会計へ来るというのが57.5パー

セントというデータは35年前ですよね。35年前からじわじわ下がってきて、現在は25.1パーセント、2011年度の数値で。計算の仕方はいろいろあるから、課長は40パーセント前後みたいなことを言っていますけれど、私の手元にあるデータでは25.1パーセントの現行だということで、そこの落ち込みが、すなわち国保税そのものを上げなければ国保が運営できないということになる元だと思うんですよ。だから、違うんじゃないですか。その言っている数字は。

○健康福祉課長（高木和彦君）　また、月曜日ですか、国民健康保険の当初予算の説明がありますので、その時にご説明をさせていただきますけれども、私の言った国庫負担金が32パーセント、あと調整交付金として９パーセントと来るというのは、これは間違いの数字ではございません。

それと、昔35年前の時の国の負担金が50数パーセントあるというお話でしたけれども、おそらく・・、これはある程度推測ですけれども、35年前は加入者も非常に若く、また高度成長している時でもありましたので、国民健康保険の会計については非常に順調だったわけです。そこで、その50数パーセントいっているというのがちょっとぼくにとっては、意外だったものですから、これはまた席に帰りまして、過去のやつを調べさせていただきたいと思いますけれども、32パーセント、９パーセントは間違いない数字でございますので、お願いいたします。

○１０番（鈴木源一郎君）　国の各市町村への支出金、国保の会計への支出金の減少が国保会計そのものを非常に厳しくしていると、わが町でもそうだということで、それが広く重なって出てくると、今年度のように3000万円なり2000万円なり一般会計から繰入れなければ赤字になってしまうという事態になる。もとは国からくるお金の率が恒常的に下がってしまっているということだと思うんですよ。どうなんですか。

○健康福祉課長（高木和彦君）　元々国民健康保険は50パーセントが国と県が持つと、あとの50パーセントを町と保険で持つというような分けになっています。その中で、保険者が保険料を払うのは加入者なんですけれども、その方の所得が少なくなりますと、どうしてもその50パーセントの枠の中で動くわけですから、その分が足らなくなると、仕方ないからじゃあ一般会計から繰入をするということでやるわけなんです。

ですから、また国保の会計の説明をしますので、その時に図か何かでお示ししますけれども、一般会計から繰入をしなければならないというのは、その保険者の所得が少なくなると、必要な保険料を徴収することができなくなって、その分を一般会計からやむなく繰入れ

ているようなことです。

○１０番（鈴木源一郎君）　確かに国保加入者は所得の非常に少ない階層が入っているということですから、税そのものが率的には先ほど町長も言っていましたいろいろなほかの保険からみると国保税の率は比較的低いということがあっても、低所得者にとっては非常に厳しい税であるということは間違いないと思うんですよ。

今度のいわゆる都道府県単位化というのは、その解消に、それを解消するためにやるというより、国の国保に対する支出金を削減するということに中心的なねらいがあるのではないかというのが私の指摘ですが、違いますか。そこは。

○健康福祉課長（高木和彦君）　少なくとも国が示した社会保障制度改革推進法につきましては、低所得の方が多いから、これを改革しようという考え方が基というふうに私は理解しておりますので。それと、もう一つは、昔は無かったんですけれども、今は２割・５割・７割軽減ということで低所得の方が本来払うべき税金を２割とか５割とか７割引き下げようと、それについてまた町からも県からもそういう形で助けられているということで、以前から比べると低所得者に対しての手当というのが厚く、また、今回の改正でその２割とか５割軽減になる方の所得については、ちょっとうろ覚えだったんですけれども、60数万円までは何割というやつを金額を大きくしてもっと対象者が増えるような形の手厚い手当はされております。

○１０番（鈴木源一郎君）　以前からみると国保の加入者の生活状況、税の状況などはむしろ改善しているみたいな話のようですけれども、実際にはそうじゃないと思うんですよ。非常に苦しいと、非常に高いということが現実で、実例を持って来てはいないですけれど、そういうことでこのいわゆる都道府県単位化というのは決してねらいは良いことをねらっているわけじゃないというふうに私はみるわけですけれども、どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君）　この国民制度はいろいろ矛盾点を非常にもっているわけで、国民健康保険のあり方についてというので、平成25年12月５日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」というのがあるわけですけれども、さっき私が言いました「プログラム法」というわけですけれども。そして、この「プログラム法」の中において、国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革について平成26年から平成29年までをめどに順次講ずるものとして、このために必要な法案を平成27年に開催される国会の常会に提出すると、これを国保基盤強化協議会の中で話し合うわけですけれども、その協議事項の中で、国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策、国民健

康保険法の運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割の分担のあり方、その他地方からの提案事項を話し合うというわけで、これから国民健康保険についてどうしたらいいかというのを話し合うわけで、その中に県知事とか市町村とか町長さんが入るということで、町とか県とかの要望が入るのではないかなと私は思っていますけれど。

○１０番（鈴木源一郎君）　国の一体改革のねらいというのは、年金にしても介護にしても、それから、保険にしても給付を減らして、国の国庫の支出を節約して、それで被保険者、加入者の負担を大きくするというところに中心的なねらいがあると思うんですよ。ですから、そういう面では、今後とも税の高騰に反対して、あるいは給付のダウンに反対するということで頑張っていたいというふうに思います。

そこら辺で、そこの議論はやめておきまして、岩地の裏山の問題に入ります。岩地の裏山の崩落事故は、今申しましたように、丸二年経ってきたわけですね。丸二年、いろいろな事情はあり、いろいろな苦労もあったかもしれませんけれども、実際には現場ではほとんど手つかずのまま２カ年が経過してきたということで、この災害の復旧工事は町がやっぱり責任をもってやると、工事自身は。財源についての捻出は話し合いで、いまやっているところですけれど。というのはもう確定していることだと思うんですよね。だから、町がやることはやるということで、残されるのは被災者とのいわゆる負担、分担の割合、工法の割合ということになるんじゃないかと思いますが、そうでしょう。どうですか。

○町長（齋藤文彦君）　もうこの問題については、全員協議会でも何回もやりましたし、議会でも何回も答えました。また調停にもいって、きているわけですけれども、いろいろありますけれども、やっぱり私としては、議会の議決というのは非常に重たいと感じていますので、私が議会に提出する時には、本当に議員の皆さんに全員賛成してもらうような提案をしていただきたいなと、いま中で話をしているところでございます。そう簡単にはいかないと思いますけれども、そういうようにいま考えてやっているところです。

○１０番（鈴木源一郎君）　いわゆる執行権を持った町長のリーダーシップと言いましょうか、指導性が事を決めるポイントだと思うんですよ。議会の方から、「町長、５パーセントにしたらどうだ。」「７パーセントにしたらどうだ。」ということを全会一致で議会がまとめて、これで町長にやって、町長がそれを「そうか、そうか、それじゃあそうしようじゃないか。」というふうに動くというのは、これは本末転倒で、どっちが執行者だということになるんじゃないですか。

やっぱり最後は・・、いろいろな経過はありますよ。その・・、確かに全協で５パーセン

トがどうか、15パーセントがどうかという議論をしたこともある。もちろんあるわけですけれど、結局今現在どうだということになれば、町長の決断、町長のやっぱり英断ということ以外にはないんじゃないですか。どうですか。

○町長（齋藤文彦君）　議会に出す提案の決断は私がしますけれども、最後は議会の議決で決まるわけですから、そういうことですよ。なかなか私が何パーセント、何パーセントと言ってもそう簡単なものではありませんし、最後は議会の議決で決まるわけですから、先ほども申したように、皆さんが賛成できるような提案をしていきたいなと今考えているところでございます。

○１０番（鈴木源一郎君）　議員が全会一致というふうになるかどうかは状況によりけりで、それはちょっとはデコボコがあるかもしれません。しかし、ここの局面になって、町長が、そういうこと以外にはないんじゃないかということで判断して出す線は、これは議会だってね。これは黙ってないですよ。それはいいじゃないかということになっていくと思うんですよ。それでないと議員の方で何かアドバルーンが上がって、町長が動いてくるというのは違うと思うんですよ。どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君）　何回も提案しているとおりですね。私が提案したやつを議会で議決をいただくわけですから、皆さんが賛成できるような提案をしていきたいなと思って、いま内部で詰めているところです。

　この前、土屋さんとも会って話をしましたけれども、両方が角を突きあっていてはうまくいきませんので、それなりの譲歩というのが必要だと思いますけれども、それにしても、やっぱり議会の皆さんに賛成できる案を提案しないことには、議会を通りませんので。そういうことでございます。

○産業建設課長（山本秀樹君）　この話もぼくの方に振られてもなかなか苦しいところがあるわけですけれども、実際にあそこを、工事を施工するということは、道がそこにありまして、その道の法面を直すという、そういう名目で町は工事を実施するというような立場になるわけです。そうすると、あれだけの高い法高の法長のあるところのものをやっぱり今後崩れることのないようにしっかりとした強度を持った工事を施工しなければならないというのは、町にそういう責任はあると思うんですね、そういうしっかりした施工のものをやらなければならないということと経費の問題、負担割の問題、できるだけ負担は、誰にいってもそれは低い方が良いものですから、その辺をいろいろ勘案しながら、土屋さんの方とも話をしながら交渉している最中です。

先ほど町長が言ったように、その辺の良い案ができましたら、町長の決断のもとに皆さんの方に案をお諮りして、そして、議決をいただくというような段取りになるということです。

ですから、その内容がいま皆さんにできるだけご納得いただけるような案をいま検討している最中ということでございます。ただ、早く、できるだけ早いうちにどうにかしたいなと、その案を作りたいなというのは、私も鈴木さんも一緒だと思います。

○１０番（鈴木源一郎君）　今は負担率の話が中心ですけれど、課長だったかな。話を前に個人的にした時に、テラセル工法なら基礎を強く深くやらなくても比較的基礎が簡単で立ち上がれると、だけど、コンクリの擁壁ということになると、相当でかい基礎を造らなければならないから、家屋の土台に関わりがあるようなことになっていくということだから、そのテラセル工法そのものも工事の負担率や工事の交渉の経過にも関係があるんだよというような意味の話をしていたけれども、どうなんですか。そこのところの関係は。

○産業建設課長（山本秀樹君）　基礎の大小というよりは、テラセル工法だとだいぶ法の傾斜を急にできるということです。要するに、あそこは元々１対0.3くらいのきつい勾配のわけですけれども、そこで実際に可能というのは、やっぱりああいう吹き付けであるとか、そういうテラセルとかというような工法で可能になって、ブロック積みであるとか、張コンクリートということになると、それがやっぱり若干寝せないと安定勾配が取れない。そうすると、要は、基礎を造るのに家屋の方までその基礎を造る、掘る床掘りの部分が家屋の方まで及んでくるというのが当初の工事のいろんな選択をした中での一つの原因として、テラセルしかないんだなというようなことで、テラセルが出てきたということです。そういうことで、基礎の大小というよりは、その法面の傾きの関係で、道路のところは決まっていますから、それから寝れば寝るほど家屋の方に基礎が近づいてくるということで、施工が難しくなってくるということで、テラセルを選択したというようなことです。

○１０番（鈴木源一郎君）　そのテラセル工法の工事の基礎工事等々の模様は、被災者の方と協議をしたわけですか。話をしたわけですか。どういうことですか。話をしないということですか。そこのところはどうですか。

○産業建設課長（山本秀樹君）　一番最初の時のことはやっぱりテラセルをお示しした時は、土屋さんの方には示してお話はしたと思います。私はその後ですから、実際にその現場は見ていないですけれど、実際提示したのは、図面とかそういうのをお示ししてお話したと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　申し上げます。時間がありませんけれど、延長はしますか。

延長しなくてもいいですね。

○１０番（鈴木源一郎君）　はい。

○１０番（鈴木源一郎君）　そうすると、テラセル工法でやれば、そんなに基礎を、家屋の基礎に近い方まで掘るということはなくても済むんだというようなことについての説明を先方にしたというわけですか。して、それで、そこは話がついていないということなんですか。

○産業建設課長（山本秀樹君）　そうですね。そういうところは話はしたと思います。法の寝方でブロックだと家屋に影響を及ぼしますと、ただ、そのテラセルはそれでできるにしても、要するに、その後の草がですね。やっぱりテラセルというのは、こういうプラスチックの目になっているものですから、そういう目から草が生えたりとか、テラセルだと階段状になっていますので、その階段状の天端のところですね。そういうところに落ち葉がたまるとか、そのようなところのその後の管理の関係等でご納得いただけていないというふうに理解をしています。

○１０番（鈴木源一郎君）　この話は、ポイントは分担率５パーセント、15パーセントというところが中心でしょうけれども、そのテラセル工法も非常に近いようなところで関わりがあって、私は、被災者の方とそこのことについてはたんと突っ込んだ話はしていないですけれども、やっぱり要は、なんというか、当局も被災者と話をして、それで合意をできたら得るというようなことを、そういう方向で進むということで、そういう話し合いの方向でいくということが必要じゃないかと思いますが、どうですか。

○町長（齋藤文彦君）　ぼくらも、もう２年も経っているわけですから、早く片付けたい、ちゃんとやりたいと思っています。

それで、いろいろ工事方法もありますけれども、やっぱり町がやることにそういい加減なことはできませんので、やっぱり地元の人たちも話し合って、どういうのが一番良い方法があるのかというのをいま煮詰めているところでございます。そのようなことを煮詰めてから議員の皆さんに賛成できるようなことを提案したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（稲葉昭宏君）　申し上げます。時間ですので、まとめをしてください。

○１０番（鈴木源一郎君）　話は詰めきれていないですけれど、現場も当然詰まりきっていないわけですから、ぜひ引き続き打開に向けて、解決、妥結に向けて全力をあげることを強く求めまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲葉昭宏君）　以上で鈴木源一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後　２時３２分）